

—やんば—

# STOP! THE ハッ場ダムニュース



IN 埼玉

No.11-2 2006.12.25.

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 代表 藤永知子 TEL/FAX 048-825-3291



来年も「ハッ場ダム」をストップ！させるために

頑張りましょう！！

●次回裁判は来年の2月7日午後2時さいたま地裁へ集合

今年9月に、埼玉の会も団体加入している利根川流域市民委員会は、国土交通省・関東地方整備局に対し、「ハッ場ダムを含む利根川水系河川整備計画策定に際し、流域住民の意見を反映させる流域委員会の設置する」ように要望書を提出しました。

しかしながら、今年の10月、国交省は、住民参加型の流域委員会のモデルともいべき淀川水系流域委員会を休止することを発表しました。そして利根川水系については関東地方整備局のみの判断で選んだ有識者会議を設置し、住民の意見は公聴会での聴取だけとするものでした。

1997年に改正された河川法の趣旨には、よりよい河川整備のあり方を流域住民とともに考え、その意見反映をすることが、重要な柱となっています。

今回の国交省のやり方は新河川法の趣旨に反しており、住民を軽視した方針といわざるを得ません。このようなやり方を許すわけにはいきません。

一方埼玉の裁判においては、ハッ場ダムの不当性、違法性を利水、治水、環境、ダムサイトの地質、そして地すべりの危険性などそれぞれの問題点について、原告側からパワーポイントを駆使しながら陳述してきました。それに対し、被告側から利水に関する書面が、出されております。今後は原告側からは、本格的な反論を展開していくこととなりますので、来年最初の裁判である2月7日には、ぜひ傍聴席を満席にして臨みたいと思います。

裁判後、埼玉の会の総会を開催しますので、ぜひとも万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

では、来年が、皆様にとりましていい年でありますように祈念しております。(藤永知子)

# 八ッ場ダム裁判 第10回口頭弁論期日の報告

弁護士 野本夏生

八ッ場ダム埼玉訴訟は、11月8日午後2時から第10回口頭弁論期日が開かれました。その内容を簡単にご報告します。

原告からは、ダム建設に伴う地すべり発生の危険性を指摘した準備書面を提出しました。八ッ場ダムの貯水地予定地の斜面には、22カ所もの地すべり地形があることが確認されています。国土交通省も、地すべり地形があることは認めており、しかも、そのうち3カ所については地すべり対策が必要、他の3カ所についてはダムに水を貯めていくと斜面の崩落の危険性があるとしています。ところが、簡単な盛土をすれば対策として十分、地すべりが起きるとしても小規模なものにとどまるなどとして、抜本的な対策を講じようとしません。今回の原告書面は、地すべりの危険性について十分な説明がなされないまま八ッ場ダム事業が推し進められようとしている実態を明らかにしたものです。専門用語もあちこちに出てくる難解な書面ではありますが、ぜひご一読いただければと思います。期日当日は、この書面の内容を、嶋津さんが作成したパワーポイント用のスライドを法廷の壁に映してできるだけ分かり易く解説しました。

被告からは、水道用水用の水利権に付されている条件について説明をした書面が提出されました。県は、八ッ場ダム事業に参画することが非かんがい期の水源措置条件(水利権の制限)を外す条件となっていると主張するのですが、この主張を具体的に裏づける文書等の提出はなされていません。今後、八ッ場ダム事業に参画することが本当に水利権の制限を外す条件となっているのかどうかを検証していく必要があります。

次回、第11回口頭弁論は、2月7日(水)午後2時からさいたま地裁105法廷で行われます。この日は、原告側からは、利水問題に関する県の主張について、反論の準備書面を提出し、その内容をパワーポイントを使って解説する予定です。ぜひ、傍聴に足をお運びください。



## 第10回口頭弁論を傍聴して

牛山 積

昨年2月23日の口頭弁論を皮切りにはじまったわれわれの住民訴訟は、10回目を迎え、ひとつの節目を越えたと思われる。

この日の原告側の弁論は、八ツ場ダム貯水池周辺の地すべりの危険性について行われた。パワーポイントを用いた要領を得た弁論は、これまでの弁論と同じく説得力があった。裁判では重要な事実を主張し立証することが、法律的解決のレベルにおける理論の組み立てと並んで重要である。事実の立証（証明）は、多くの裁判で自然科学の知識を動員しなければならないが、この裁判でも自然科学による解明が非常に大きな意味をもっている。

縁あって私も原告の一人としてこの訴訟に加わったが、傍聴者として法廷に出席したにとどまっていた。事前に弁論のために事実の解明に当たってこられた方々の努力に敬服の年を抱いてきたし、今回もこの思いを強くした。弁論の具体的内容については、別に弁護団による説明があると思われるので、そちらにゆずることにする。

口頭弁論当初の複数の原告による、この訴訟に何を期待するかを内容とした陳述は、この裁判の方向づけをはっきりと印象づけた。その後利水問題については八ツ場ダムは無用であること、治水対策に効果がないこと、ダムサイトの地盤の危険性、八ツ場ダムによる環境破壊、そして今回は八ツ場ダム貯水池周辺の地すべりの危険性について弁論がなされた。これらは、この訴訟の中核となる事実である。その意味で、さきにひとつの節目を越えたといったわけである。

被告側がこれらに対してどのように反論するか。裁判官がどのように判断をつくりあげていくか。そのために原告側はさらに何をしなければならないか。第2ラウンドの攻防がくりひろげられることになるであろう。

法廷における陳述と弁論は、じかに聞いてこそ訴える力がある。今回の法廷から、審理の中心を担うと推測される陪席の裁判官が交替した。その結果、裁判官の判断形成に懸念が感じられるときに、どのような手続きをとることができるか弁護団に検討をお願いしたいと思う。また、私たちは八ツ場ダムの現地を訪れ説明をうけているので、法廷での弁論を理解することが容易になっている。パワーポイントによる視覚を通しての説明は説得力があるが、裁判官による現場検証を予定に組むことも有効ではないであろうか。

都県等の自治体当局は、このダム建設に巨額な財政支出をする納得できる理由を説明してこなかった。また、中央政府と地方自治体との関係における後者の主体性の欠如を痛感している。この訴訟を通じて住民自治の確立、ひいては地方自治の確立に寄与できるのではないかと期待をもって、私はこの訴訟に加わった。この初心を忘れずに微力をつくしたと思う。今回法廷に出席した住民がこれまでに比べ少ないと感じた。勝訴をめざしてできるだけの行動をしていきたいものです。

### 逮捕者が出てもその後の進展なしの謎（続編）

高杉 晋吾

前回書きましたように、八ッ場ダムの周辺工事で、談合が行われていることは、明らかで前八ッ場ダム工事事務所の斉藤烈が協立測量との贈収賄事件で逮捕された事件はこのことを明確に裏付けました。しかし協立測量社が八ッ場ダム工事事務所の周辺工事で落札していた事実は隠蔽されており、このことは却って同工事事務所内部に斉藤以外の入札情報漏えい者が存在しそれが隠蔽されている疑惑を増大させました。

また捜査陣は協立測量が落札している事実などはたちまち分かったはずですが、だが捜査がそこに進まないのはなぜかと言う疑問は膨らみます。さて談合と言う問題が浮上したので、談合と言うことについて簡単に書きたいと思います。

八ッ場ダムの談合疑惑は①周辺工事の平均した落札率が異常に高いこと。②談合に厳しい通達、大きな談合事件の報道などがあると急激に落札率が下がること。③実際に八ッ場ダムの町村議会議事録に談合疑惑が記録されていること、などであり具体的な根拠のある話です。

「落札率」という言葉が談合問題を知る上で大事なキーワードです。

落札はこの公共工事をしたいというA B C Dなどの複数の希望業者が、例えばこの橋梁やトンネル、道路などの工事をする資金的、技術的能力があり、経験も十分だなどと発注者である国、県、市町村に申し込んで入札し、競争の結果、発注者の評価によって同じ能力ならば、C社が一番安い建設費だから、C社にしようとする。するとC社が落札したということになります。その場合、発注者である行政（国県市町村）などは落札社であるC社が落札した金額で建設費を支払います。建設費は我々国民の税金による予算（建設予算）から支出される。だから行政は建前上、税金を節約する必要があるからこそ、一番安いC社を選んだということになります。

次に談合を知る上で大事なのは「予定価格」という言葉です。予定価格と言うのは、うちの町のこの工事に掛けられる建設予算の限度額は、様々な財政事情から勘案して1億円であると首長が判断して決める。これが予定価格です。この予定価格以上の入札を行った企業は失格ということになります。

予定価格は厳重な秘密にされます。秘密だからこそ、入札参加企業は、いづらか分からない予定価格を巡って「他社より安く」と安値競争をする。予定価格が分かっただけで全部が1億円（100%）で入札し、競争にならず入札は成り立ちません。大事な事は「予定価格が分からないこと」「いづらか分からない予定価格を巡って各社が能力の限りを尽くして自社努力をし、安値競争をする」これが公正な競争です。

落札率とは、例えば、A B C D各社が1億円と言う予定価格に対して、A社は9800万円という入札をした。この場合落札率は98%だということになります。C社は能力の限りを尽くしてコストダウンを行い6500万円でやれると入札し落札した。落札率は65%と言うことになり、35%節約した。落札率は安いほうが国民の税金は節約できたということになります。

ところが、八ッ場ダムの周辺工事では、周辺工事の落札率が異常に高い落札をしています。

2001年から2003年までの落札率を調べてみました。

100%以上	8件 (8回)	1.4%
99%以上	74件 (74回)	13.14%
98%以上	57件 (57回)	10.12%
97%台以下95%以上		
	197件 (197回)	34.99%

95%以上の平均・合計	336件 (336回)	約60%
-------------	-------------	------

### **落札率90%以上件数は全件数563件中503社。89.34%。**

つまり、八ッ場ダム周辺工事の約90%が落札率90%以上で公共事業をやっています。合理的な安値競争で税金を節約しながら建設業界も合理的経営を確立するのではなく、可能な限り税金から建設費をむしりとりとういう高値競争が周辺工事で行われているのです。

「高値になって悪いということはない。業界では建設費の様々な項目の積算方法が緻密化している。又積算のソフトが開発されたから落札率が高くて当然」と言う反論がありますが、そんなお粗末な論理では反論になりません。

2003年7月14日から10日間ほど、それまで90%台以上を維持してきた八ッ場ダム周辺工事の落札率が突然平均74.945%まで下落しました。平均20.55%も下がったのです。最も低い落札率は35.8%というものもあります。例えば1億円の仕事を3千6百万円以下でやるというのです。その間何があったのか？吾妻川流域の直ぐ近くの利根沼田地方のオンブズマンによる談合訴訟が勝利して、慌てた群馬県が談合に対して刑事訴訟を含めて監視管理を強化するという通達を出した直後でした。2005年（平成17年）9月中旬から10月初旬までにも落札率下落現象がありますが、これはゼネコンの橋梁談合が社会的に問題になった時期です。今全国で談合に対する厳しい批判が巻き起こっています。この中で落札率がどんどん下落して建設業界は困窮しています。ではその間、積算が緻密でなくなったのか？積算ソフトを使わなくなったのか？無理な反論は無駄と言うものでしょう。

八ッ場ダムの談合を皆で問題にすべきです。（続く）



嶋津 暉之

## (10) 井戸の復権を！

阪神大地震が発生してから早くも12年が経過しようとしている。凄まじい被害をもたらした大地震だが、水の面でも都市生活を直撃した。水道管が地震でずたずたに分断され、水道をまったく使えなくなった。火が家々に燃え広がっても、消火する水がほとんどなく、自然消火を待つしかなかった。さらに飲み水、手洗い水もなく、給水車が来るのをじっと待つことになった。そして、衛生面で最も悲惨であったのは、水洗便所に流す水がなくなり、トイレが使えなくなったことである。地震発生後、数日たってから、簡易式便所が配置されたところもあるが、バキュームカーによる収集が行なわれないから、人々は空き地に穴を掘った原始式トイレで用を足すしかなかった。

水道の場合は耐震性の水道管でも破損したところもあり、その強度を高めるといっても、長大な管路の全部を高耐震性のものに取り替えるのは容易なことではない。それはきわめて長い年月を要することだから、水道管の改善だけで大地震に備えることには無理がある。根本的な対策は、都市のあちこちに、すぐに使える水源を用意することである。一つは数多くのプールや予備水槽を設置することだが、場所の確保や建設費の面での難点があるし、また、水槽をどこまで高耐震性にできるか分からない。

もう一つの方法は井戸を数多く配置することである。阪神大震災でも関東大震災でも井戸の損傷はあまりなかったようである。井戸は鉄管を垂直方向につないだ単純な構造であるから、鉄管が地層と一緒に振動すれば、破損することはほとんどないように思われる。阪神大震災でも井戸を持つ風呂屋さんが被災した人たちに多くの恵みを与えていた。

もっとも、井戸といっても、昔ながらのつるべ井戸や手押しポンプならば、電気を必要としないが、最近の井戸は電動ポンプを使っているから、電気が止まったら使用できない。その点で、井戸には簡単な自家発電装置を併設することが必要である。

今までの水行政は井戸を軽視し続けてきた。浅井戸は衛生面で問題があるという理由で、水道に切り換えなさいという保健所からの指導があつて、家庭用井戸が廃止されてきた。次に、地盤沈下対策のため、水道用や事業所用の井戸も廃止されたり、減らされてきた。しかし、今やほとんどの地域で地盤沈下は鎮静化し、地下水を都市の貴重な自己水源として見直すことが可能な状況になっている。

災害対策として、都市のあちこちに自家発電装置付きの井戸を設置し、日常的にも良質な飲料水として極力活用していく方策を考えるべきである。

## ハッ場ダム住民訴訟2周年報告集会

◆ 嶋津 暉之

2004年11月に一都五県でハッ場ダムの住民訴訟を起してから、早くも2年が経過しました。この2周年ということで、去る12月9日（土）の午後1時30分から東京水道橋の全水道会館で報告集会が開かれました。プログラムは次のとおりでした。（敬称略）

〔司会〕 真下淑恵（群馬の会）

〔全体説明〕 ハッ場ダム訴訟とは何か 弁護士 大川隆司

〔講演〕 永源寺第二ダムの高裁判決勝利 弁護士 吉原稔

〔報告〕 利根川河川整備計画の策定に対して 嶋津暉之

〔各都県からの報告〕 群馬（角田凡夫）、栃木（伊藤武晴）、茨城（浜田篤信）、  
埼玉（河登一郎）、千葉（服部かをる）、東京（苗村洋子）

〔報告〕 ハッ場ダムと地すべりの危険性 弁護士 高橋利明

〔アピール採択〕 藤永知子

私の報告はさておき、いずれの講演・報告とも内容がしっかりしており、2周年報告集会に相応しい充実した集会でした。他の集会といくつか重なったため、参加者は予想より少なめでしたが、それでも90名近くの人に参加され、まずまずの人数でした。

講演・報告の内容をそれぞれお伝えしたいところですが、紙数の関係がありますので、ここでは吉原弁護士の講演の内容を少しお伝えしておきます。

永源寺第二ダムは琵琶湖に注ぐ愛知川（えちがわ）の支川・茶屋川に建設予定のかんがい用のダムで、事業者は近畿農政局です。愛知川のすぐ下流に既設の永源寺ダム（1972年完成）があります。これは農業用水と発電を目的としたダムで、総貯水容量が2,274万m<sup>3</sup>です。その上に2,570万m<sup>3</sup>の第二ダムをつくらうというのです。根拠法は土地改良法で、かんがい施設としてのダムですが、いまどき、かんがい用の新規ダムが必要なはずがありません。

第一ダムができてから、「鈴鹿の清流、愛知川」は水の枯渇、濁水と富栄養化で「死の川」と化していました。その上にさらに、必要もない第二ダムがつけらせてはならないと、漁業者、下流受益者農民、自然保護運動家が立ち上がって反対運動を進め、1994年に大津地裁に第二ダムの計画決定の取り消しを求める行政訴訟を提起しました。一番は敗訴でしたが、二審の審理の過程で、地質調査もろくにしないで、ダム計画をつくっていたことのずさんさが明らかになり、大阪高裁はこの点を厳しく糾弾して、昨年12月に原告勝訴の判決を出しました。近畿農政局が上告しましたが、このダム計画はほぼ消滅しました。

ハッ場ダムの住民訴訟とは根拠法が異なるダム裁判ですが、その勝利判決にあやかって私たちも頑張っていきたいと思います。

## 第2回利根川ツアー一見学報告

利根川流域市民委員会による第2回見学ツアー(中下流)が11月4~5日にかけて行われ、第1日目の夜は委員会の第5回会議が開かれました。参加者40名。

全行程について詳しく報告する紙面がありませんので、強く印象に残った問題を中心に整理しました。

2006年11月12日 河登記



(霞ヶ浦にて)

### I. 建設省・国交省の諸事業：

#### 1. 印旛沼関連事業：

- (1) 印旛沼周辺地域の都市化に伴い、水質汚濁・水生植物激減問題が発生。
- (2) 国交省の河川整備基本方針では、利根川の洪水対策として1,000m<sup>3</sup>/秒もの水を印旛沼経由で東京湾に流す計画になっているが、明らかに実現不可能;ムリに実行すれば想像を超える巨費と著しい環境破壊を伴う。

#### 2. 利根導水路(霞ヶ浦と利根川を結ぶ)：

- (1) 1989年に完成し、95年に試験通水で霞ヶ浦から利根川に導水したところ、シジミの大量死が起きたため、漁業の反対で閉鎖したままになっている。
- (2) 東京都が持つ霞ヶ浦開発の水利権は、閉鎖したままのこの導水路を前提に成立しているから、水利権が形だけのものであることをよく示している。

#### 3. 利根川河口堰：

- (1) 1971年に完成したが、東京や埼玉等の水利権が開発されたが、実際に送られているのは、計画の1/5程度。
- (2) 生態系影響調査が不十分だったため、汽水域の消滅・回遊魚の激減など漁業被害が甚大。申し訳程度の魚道の効果も限定的で、詳細な調査も未実施。

#### 4. 那珂導水路(那珂川と霞ヶ浦を結ぶ。2と合わせて霞ヶ浦導水事業)

- (1) 那珂川下流から42kmも巨大な地下導管を通し、霞ヶ浦とつなぐ大工事が進行中。霞ヶ浦導水事業の総事業費は1900億円。
- (2) まったく意味のない事業で、地元でさえ「無用の長物」と云われている。



## II. NPO 法人アサザ基金の活動：

ボランティア活動を中心として霞ヶ浦の自然植生再生事業を進めている。水生植物群落の再生のため、雑木林の間伐材を使って波消し用の粗朶沈床をつくるなどの自然循環型手法で、各種関連団体や行政・住民の共感と協力を結びつける素晴らしい活動。

1. 周辺の 170 もの小中学校(幼稚園や高校も入れると約 200 校)・複数の漁協・山林組合・JA・地元企業・上場会社・及び多くの住民・国民の支持を得て、
2. その実績を評価した国交省・文科省・農水省などの後援を受け、
3. 霞ヶ浦の環境汚染と漁獲高激減に歯止めをかけた上に、環境教育に大きく貢献している。

## III. 以上を総括して：

1. 利根川流域は、巨大な公共事業の塊です。
2. それらの一部が流域住民の利水・治水に役立っていることは事実ですが、多くの事業の中には、必要ないもの・環境や生態系にとって有害であるもの・費用対効果の面で疑問あるものも少なくありません。
3. 特に行政主導の事業は、(1)縦割り行政；(2)血の通った実態調査の欠如；(3)情報隠し；(4)費用対効果意識の欠如；(5)無責任体質等の悪弊が根強いことも数多い事例で指摘されています。
4. 一方、アサザ基金のような民(NPO)が核となって、多くの協力団体や行政の協力を得て実行する事業は、行政主導公共事業と比べてはるかに少ない費用で想像以上の成果を上げている事実は大いに注目する価値があります。公共事業を論ずる場合、ともすると行政批判が先に立つ傾向があり、多くの場合それは事実ですが、それで終わらず建設的・具体的な対案を示して実行に移す努力の重要性をこの基金は証明しています。



次回裁判は来年 2 月 7 日 (水) 午後 2 時

● 浦和地方裁判所、いつもの 105 号法廷です



ぜひ裁判の傍聴に来て下さい！！



傍聴者の人数は、県民がこの裁判にどれだけ関心を持っているかの一つの目安になります。傍聴者が多ければ、いい加減な判決は書けないという意味で、裁判官への大きなアピールになります。10回以上も続いていると、継続して裁判所まで出かけていくのは色々大変と思いますが、ぜひ傍聴して下さい。

原告側は利水に関する被告の主張に反論（準備書面の提出とパワーポイントによる解説）を行い、被告側からは、治水・ダムサイトの安全性などについて、用意が出来たものから提出される予定です。

上記、第11回裁判の終了後、

● ハツ場ダムをストップさせる埼玉の会 ●



総会を開催します。

引き続き、ご出席をお願いします。

- 日時 : 2月7日(水) 午後3時から  
場所 : 埼玉会館 荒川 (部屋の名前です) にて  
内容 : ・1年間の経過報告、  
・弁護士さんから裁判の流れについて説明して頂きます。  
・加藤登紀子コンサートのビデオ (計画中)  
・その他



ハツ場ダムをストップさせる埼玉の会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 3-12-3-601 藤永 知子 方

TEL/FAX 048-825-3291

関連ホームページ : \*ハツ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp>

\*ハツ場ダムを考える会 <http://www.yamba-net.org>